宅建業免許証の交付について

大阪府知事免許に係る宅建業の更新及び書換え免許証は、窓口又は郵送で受取り可能です。

**◆更新免許証の場合**

提出された申請内容に基づき審査を行い、審査の完了後、『通知ハガキ』をお送りします。

**１．郵送での交付を希望する場合**

〇更新免許証交付の『通知ハガキ』が届いてから、下記の①～④を同封し、簡易書留で

郵送申請してください。

更新免許証を、免許日以降に、同封された封筒（簡易書留）でお送りします。

①『通知のハガキ』（裏面（見本）をご覧ください）

②返信用の角２封筒（２４０×３３２ミリ）

　５３０円　分の切手を貼り、送付先の住所を記入のこと　（※レターパック・レターパックライトでも可）

※料金不足が生じる場合は別途不足分の切手を送付頂きます。

③昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ

④クリアファイル等（免許証の汚れや折れを防止する為）

**２．窓口での交付を希望する場合**

〇免許日以降、『通知ハガキ』と来られる方のお認印（個人印）をお持ちの上、お越しください。

**※専任の宅地建物取引士の現在の氏名・本籍地が、各都道府県に宅地建物取引士として登録している氏名・本籍地の情報と異なっている場合や、審査期間中に別の氏名・本籍地に変わる場合は、審査に通常よりも期間を要します。**

**◆書換え免許証の場合**

提出された申請・届出内容に基づき審査を行い、免許証を発行します。

免許証が出来上がりましたら、『案内のファックス』をお送りします。

**１．郵送による書換え免許証の交付を希望する場合**

〇書換え免許証交付の『案内のファックス』が届いてから、下記の①～④を同封し、簡易書留で

郵送申請してください。

書換え免許証を、同封された封筒（簡易書留）でお送りします。

①『案内のファックス』

②返信用の角２封筒（２４０×３３２ミリ）

５３０円　分の切手を貼り、送付先の住所を記入のこと（※レターパック・レターパックライトでも可）

※料金不足が生じる場合は別途不足分の切手を送付頂きます。

③昼間に連絡が取れる電話番号と連絡者名を記入したメモ

④クリアファイル等（免許証の汚れや折れを防止する為）

**２．窓口での交付を希望する方場合**

〇『案内のファックス』と来られる方のお認印（個人印）をお持ちの上、お越しください。

◆ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問合わせください。

大阪府　建築振興課　宅建業免許申請受付窓口

(〒559-8555　大阪市住之江区南港北１－１４－１６　大阪府咲洲庁舎２階）

TEL：０６－６９４１－０３５１（内線：３０８５・３０８８）

FAX：０６－６６１４－７５６２